

令和6年9月第5回定例会
代表質問・一般質問 順位

代表質問

順位	会派名	氏名
1	香芝市議会公明党	上田井 良二
2	香芝市議会自由民主党	下村 佳史
3	日本共産党	青木 恒子

一般質問

順位	氏名
1	清川 希代子
2	筒井 寛
3	眞鍋 亜樹
4	川田 裕
5	木下 充啓
6	中山 武彦
7	中井 政友
8	中村 良路
9	野口 昌史

代 表 質 問 通 告 書

次の件について、会議規則第63条の規定により代表質問の通告を致します。

令和 6年 8月 27日

質 問 者

会 派 香芝市議会公明党

議 員 上田井良二

香芝市議会議長

川 田 裕 様

項 目	件 名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入 ください。	1. 南海トラフ地震情報について (1)情報の正式名称・発表の条件や種類について (2)情報発信と伝達方法について (3)発信された情報別の取るべき行動について (4)香芝市の対応や影響について 2. 指定地域共同活動団体について (1)活動団体の制度と考えられる案件について (2)現在行われている支援事業等について (3)新制度を受けての市の考え方について	市長 副市長 市民環境部 危機管理監

(要 旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

1. 今月に初めて気象庁より発表のあった「南海トラフ地震臨時情報」について市民の皆様より沢山のご質問をいただきました。
今回の初めての発表を受けて「自分はどのような行動取ればいいのか」といった不安や疑問を持たれた方々が大半で、そんな情報発信があることも知らなかった方もおられました。
そこで今回はその情報発信された内容についてお聞きするとともに、発表された情報について今後どのような対応をしていけばいいのか、また今回の発表を受けてからの香芝市の体制や対応について伺います。
2. 今年6月に成立しました改正地方自治法について新たに創設されました「指定地域共同活動団体」について、香芝市の現在の状況や現時点での捉え方を聞きます。
また9月中の施行に向けて民間団体の指定要件等について公募検討中ではありますが今後想定されます「人口減少」の中、各市町村が提供する市民サービスをどのように維持していくかなどの問題点も含めた現在、市が行っている関連事業等について確認するとともに今後の活動方針について考え方を伺います。

代 表 質 問 通 告 書

次の件について、会議規則第63条の規定により代表質問の通告を致します。

令和 6年 8月30日

質 問 者

会 派 香芝市議会自由民主党

議 員 下村佳史

香芝市議会議長

川 田 裕 様

項 目	件 名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入 ください。	1. 危機管理の総括について (1) 地震に対しての備えについて (2) 台風に対しての備えについて (3) 災害対策の取り組みについて 2. 地域公共交通について (1) コミュニティバスについて (2) デマンド交通について 3. 学童保育所について (1) 学童保育所の運営について (2) 学童保育所の施設設備について	市 長 副 市 長 教 育 長 危機管理監 生活安全部 福 祉 部 教 育 部
1. 危機管理の総括について (1) 地震に対しての備えについて ①今回の「南海トラフ地震臨時情報」の発表の経緯について ②今回の「南海トラフ地震臨時情報」の発表の時期について ③今回の「南海トラフ地震臨時情報」の発表の種類について ④今回の「南海トラフ地震臨時情報」の発表の条件について ⑤今回の「南海トラフ地震臨時情報」の発表された時の対応について ⑥今回の「南海トラフ地震臨時情報」の発表時の香芝市民への対応について ⑦今回の「南海トラフ地震臨時情報」の発表時の香芝市の体制について ⑧今回の「南海トラフ地震臨時情報」の発表時の市民からの問い合わせについて (2) 台風に対しての備えについて ①台風10号の市民への周知について ②台風10号の香芝市の体制について (3) 災害対策の取り組みについて ①自主防災組織の設置状況について ②自主防災組織の活動を支援する補助金制度について ③地域での自主防災組織の防災訓練の状況について ④防災士の協力について		

- ⑤福祉避難所の状況について
- ⑥難所のトイレ整備の状況について
- ⑦備蓄品の状況について
- ⑧防災センター設置について

2. 地域公共交通について

(1) コミュニティバスについて

- ①コミュニティバスの観光拠点乗り入れについて
- ②コミュニティバス停留所案内について
- ③コミュニティバスのルート・ダイヤのアンケートの実施について
- ④コミュニティバスのルート・ダイヤのアンケート結果の概要について

(2) デマンド交通について

- ①デマンド交通利用者の現状について
- ②デマンド交通利用促進の工夫について

3. 学童保育所について

(1) 学童保育所の運営について

- ①学童保育所の指定管理者の運営について
- ②学童保育所の支援員の声を指定管理者と行政との共有について
- ③支援が必要な児童の時の人員配置について
- ④学童保育所におけるプライバシーの保護等様々な対応について

(2) 学童保育所の施設設備について

- ①学童1人当たりの広さ確保について
- ②学童保育所の学校空き教室や公共施設等利用について

代 表 質 問 通 告 書

次の件について、会議規則第63条の規定により代表質問の通告を致します。

令和 6年 8 月 30 日

質 問 者

会 派 日本共産党

議 員 青木 恒子

香芝市議会議長

川 田 裕 様

項 目	件 名	答弁者 (部局名)
大項目	①二元代表制 市議会議員を委員として委嘱していた附属機関等について	市長 企画部
中項目	・ 市長の見解 ・ 取りやめた理由 ・ 他市との比較 ・ 議員の選出の経過 ・ 議員委嘱を続ける 9 機関 ・ 条例に定めている 4 機関を除いての 5 機関の説明	
※箇条書で記入ください。	②生活保護 1. 生活保護申請時の議員同席について 生活保護の理念 従来の対応に至るまでの経過説明 対応を見直すことの根拠説明 2. 生活保護の実態 米不足・高騰の実態 クーラーのない世帯 質の高い業務を行うための手立て 扶養照会の実態 ケースワーカー増員（社会福祉法第16条） 利用者の自立支援	市長 福祉部
	③学童保育の隙間バイト 1. 学童保育の理念 指定管理にした経過 2. 指定管理シダックスの隙間バイト採用経過 行政の指導監督 隙間バイトは保育現場にふさわしいかどうか	市長 福祉部

(要 旨) ※ できるだけ具体的に記入願います。

① 二元代表制

市議会議員を委員として委嘱していた附属機関等について

- ・この現状を見てどう思われたか
- ・議員委嘱を取りやめた理由
- ・議員選出にあたっての経過説明
- ・偏りのある選出について二元代表制の観点からの見解を
- ・なぜ委任してきた13機関を議員に委員選出しないことになったのか
- ・なぜ9機関については議員の委員選出を残しているのか

② 生活保護

1. 生活保護申請時の議員同席について

- ・生活保護制度が地域で果たしている役割、理念について
- ・全国で当たり前に行っている申請時の議員同席について香芝市はなぜしなかったのかの経過説明
- ・2021香芝市議会改革特別委員会の申し合わせ事項の見解
申し合わせの法的根拠は
- ・昨年9月議会の市の見解扶養義務者等の第3者の個人情報保護のため議員同席拒否との回答があったがその変更に至った理由
- ・扶養照会についての厚生労働省の通達

2. 香芝市生活保護の実態

- ・物価高騰とりわけ米不足による利用者の実態はどうか
- ・生活保護利用世帯でクーラーのない世帯数
- ・利用者に対する自立支援
- ・扶養照会の実施率は
- ・扶養照会の中で金銭的援助がなされた件数
- ・ケースワーカーの増員の件（社会福祉法第16条）
- ・正確かつ質の高い業務を行うための具体的な方策は
- ・地域経済活性と生活保護利用者との関連性

③ 学童保育

1. 学童保育の理念

- ・指定管理にした経過

2. 指定管理シダックスの隙間バイト採用経過

- ・隙間バイトの実態隙間バイト採用の件についてシダックスから連絡があったかどうか
- ・行政の指導監督（仕様書との整合性）
- ・隙間バイトは保育現場にふさわしいかどうか
- ・広陵町のシダックスの実態
- ・専門性が必要な保育の現場での隙間バイト採用に対する市の見解
- ・長期休業中の今後の対応

一 般 質 問 通 告 書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和 6年 8月 30日

質 問 者

議 員 清 川 希 代 子

香芝市議会議長

川 田 裕 様

項 目	件 名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入ください。	1. 子どもたちのリーダーシップと市民意識の育成について ①主権者教育について ②こども議会について 2. 防災対策について ①香芝市総合防災マップについて ②災害備蓄品について 3. 学童保育所の充実について ①学童保育所の長期休暇中のお弁当について ②学童保育所の受け入れ態勢について 4. 性的マイノリティの方々が暮らしやすい環境づくりについて ①現在の状況と問題点について ②パートナーシップ宣誓制度の創設について ③社会的意義と市役所の役割について	市長 副市長 教育長 教育部 福祉部 企画部 危機管理監 市民環境部 その他関係 部局

1. 子どもたちのリーダーシップと市民意識の育成について

1. 主権者教育について

日本社会において、未来を担う若者が健全な民主主義を支えるためには、早い段階から政治や社会問題についての理解を深める必要があります。主権者教育はそのための重要な一環であり、民主主義の理解を深め、責任ある市民を育てるために不可欠な教育内容であると考えます。そこで以下の点について質問いたします。

① 現在の主権者教育の取り組み状況と成果について

現在、香芝市において実施されている主権者教育の取り組みについて、どのような内容で行われているのか。また、その教育により、どのような成果が得られているのか、具体的な事例やデータがあればお示しください。

② 主権者教育の内容の拡充について

近年、社会問題の多様化や情報化が進む中、主権者教育の内容もそれに対応する必要があります。例えば、デジタルリテラシーやメディアリテラシーの強化、現代社会の課題に対する深い理解を促進する教育内容が求められると考えますが、これらの点について、教育委員会としてどのように対応されているのか伺います。

③ 地域社会との連携を強化した主権者教育の実施について

主権者教育は教室内にとどまらず、地域社会との連携を通じて実施されることが有効であると考えます。例えば地域の政治家や専門家との対話を通じた学びの機会を増やすことについて、教育委員会としてどのように考えておられるのか伺います。

④ 教育委員会としての今後の方針とビジョンについて

主権者教育の充実に向けて、教育委員会として今後どのような方針を持ち、どのようなビジョンを描いておられるのか。一人一台端末の活用等、具体的な目標や計画があればご教示ください。

2. こども議会について

奈良県内では奈良市をはじめ、葛城市や王寺町など13市町で「子ども議会」や「子ども模擬議会」といった取り組みが行われております。これらの取り組みは、次世代を担う子どもたちに政治や社会問題への関心を持たせ、コミュニケーション能力や意思決定のプロセスを学ぶ場として、大変有意義なものとなっています。

特に奈良市では、子ども議会を通じて参加した子どもたちの政治・社会問題に対する理解が深まり、提言が市の行政施策に反映される事例も報告されており、地域社会の一体感や子

どもたちの自己効力感の向上が確認されています。このような成功例を踏まえ、香芝市においても「(仮称)子ども議会」を開催することは、将来的に地域社会の活性化や次世代リーダーの育成に資するものと考えます。そこで以下の点について質問いたします。

① 子どもの政治参画の促進について

日常生活において政治や社会問題に接する機会が少ないと感じます。こども議会を通じて、彼らが地域社会の課題に主体的に関与することで、教育委員会としてはどのようなメリットが期待されると考えるのか伺います。

② 行政と子どもたちとの対話の促進について

子どもたちの視点からの意見は、大人とは異なる新しい視点やアイデアを提供することが多いと考えます。これにより、行政がより多様な住民の声を反映した政策を考える機会を得るため、行政の質の向上につながるのではないのでしょうか。特に、子どもや若者向けの政策において、彼ら自身の意見が反映されることで、現実的かつ実効性のある施策が生まれやすくなると考えますが見解はいかがでしょうか。

③ 子ども議会の創設について

こども議会の活動を通じて、子どもたちが地域に対して積極的に関わることは、コミュニティのつながりを強化する要素となります。こども議会に参加した子どもたちは、その経験を通じて地域に対する愛着や責任感を持つようになるため、地域の活性化にもつながると考えますが教育委員会の見解はいかがでしょうか。

2. 防災対策について

8月8日、宮崎県の日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震で、気象庁は南海トラフ地震が想定される震源域では大規模な地震が発生する可能性が普段と比べ高まっているとして、「南海トラフ地震臨時情報」(巨大地震注意)を初めて発表。日ごろから災害に対する備えの大切さを改めて実感された市民の方も多くおられたのではないのでしょうか。そこで以下の点に限定して伺います。

① 香芝市総合防災マップについて

- ・日本語版総合防災マップの配布状況について
- ・多言語版総合防災マップの作成について

② 災害備蓄品について

- ・生理用ナプキンと簡易トイレの数量見直しについて
- ・「自助」の備えに関する意識向上策について

3. 学童保育所の充実について

長期休暇中の学童保育所における長時間保育では、以前から昼食に関する課題がありました。特に、共働き家庭やひとり親家庭にとって、毎日お弁当を準備することは大きな負担です。今年の春休みから、市内の市立学童保育所で配達弁当の提供が始まり、これにより保護者の負担が軽減されました。今後も、保護者や児童の意見を反映し、具体的なニーズに基づいた配達弁当の提供が継続されることを望んでいます。そこで、この制度の導入経緯やこれまでの課題について伺います。

①学童保育所の長期休暇中のお弁当について

- ・市内全ての学童保育所で提供されているのか
- ・お弁当の要・不要が選択可能か
- ・アレルギー対応について
- ・保護者の費用(価格)負担について
- ・配達お弁当の利用状況について
- ・配達お弁当について、保護者や児童の感想等について

②学童保育所の受け入れ態勢について

- ・夏季休暇等、長期休み中のみ利用される児童への対応について

4. 性的マイノリティの方々が暮らしやすい環境づくりについて

性自認や性的指向は、人間が本来持っている多様性の一つです。しかし、依然として周囲の無関心や偏見や差別的取扱いなどが存在しているのではないのでしょうか。性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに性自認及び性的指向に関する啓発等の推進を図る必要があると考えます。そこで以下の点について伺います。

① 現在の状況と問題点について

現在、性自認や性の指向を理由にした差別事例や悩みを相談する市民がおられるのか。また、性の多様性に関する理解促進の取り組みについて伺います。

② パートナーシップ宣誓制度の導入について

現行の行政にはどのような変更が必要でしょうか。また、制度の運用にあたり、予算や人員の確保はどのようになるのか。具体的な制度設計時における課題について伺います。

③ 社会的意義と市役所の役割について

市役所として、性自認や性の指向に関する差別を解消し、多様性を尊重する社会を実現す

ることは重要な使命であり、この制度の導入がその一助となると考えます。そこでパートナーシップ宣誓制度の導入が地域社会全体に与える前向きな影響について、どのような見解をお持ちなのか伺います。

一 般 質 問 通 告 書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和 6年 8月 30日

質 問 者

議 員

筒 井 寛

香芝市議会議長

川 田 裕 様

項 目	件 名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目	1. 防災意識で『奈良いち』になる (1) 南海トラフ地震臨時情報について (2) 「オオカミ少年効果」について	市 長 副 市 長 危機管理監 福 祉 部
※箇条書で記入 ください。	2. 誰でも通園で『奈良いち』になる (1) 「こども誰でも通園制度」について (2) 本制度実施に向けた取り組みについて	

(要 旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

1. 本年は、元日から大きな災害が発生し、被災者の方々の事を思うと胸が痛いですが、この8月にもまた、巨大地震が発生する場合の震源域と想定される区域内に震源を持つ大きな地震が発生し、臨時情報まで発せられた。しかし、その後に大きな地震が続かなかった為、「オオカミ少年効果」が生じると懸念されている。その解消のためにはやはり平時からの取り組みとして、防災・減災は、行政からの受け身ではなく自分事と捉えるよう意識を改める必要があるとの思いから、本市の対応を問う。
2. 2026年度より、「こども誰でも通園制度」が本格実施される予定ではあるが、本制度のメリット・デメリットを考察し、より良いものにし、確実に実施できるよう、そのための準備(情報収集等)とその進展状況を問う。

一 般 質 問 通 告 書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和 6年 8月 30日

質 問 者

議 員 眞 鍋 亜 樹

香芝市議会議員

川 田 裕 様

項 目	件 名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入 ください。	1. こどもどまんなか社会の実現に向けて (1) こども家庭センターについて (2) 相談体制について (3) 一体的な相談支援について 2. 大雨時の通学路等の安全対策について (1) 「小中学校等における気象上の危機管理に関する研修」の 成果について (2) 大雨時の見回り・巡回について (3) 学校における大雨時の安全指導について (4) 乗り上げブロックの安全性について (5)大雨時の情報の一元化と共有について	市長 副市長 教育長 福祉部 健康部 教育部 都市創造部 危機管理監 その他関係部 局

(要 旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

1. こどもどまんなか社会の実現に向けて

2022年に改正された児童福祉法に基づき、2024年から新しい福祉拠点「こども家庭センター」が設置された。こども家庭センターは母子保健機能と児童福祉機能を連携しながら、子育て世帯などに対する一体的な支援を切れ目なく・漏れなく対応することを目的としている。本市において、実際にどのように運用され、有効的に機能し、市民の方の暮らしを支えていくのかについて、伺う。

2. 大雨時の通学路等の安全対策について

近年の異常気象により大雨が頻発し、臨時休校や通学困難が生じ、各家庭の事情も様々で、対応への判断や見極める力、対応力が求められている。大雨時の通学路の安全性について、本市としてどのように安全を確保していくのか、またその情報の共有、対応について伺う。

一 般 質 問 通 告 書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和 6 年 8 月 29 日

質 問 者
議 員 川 田 裕

香芝市議会議長
川 田 裕 様

項 目	件 名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入ください。	第1 スポーツ公園事業について (1) スポーツ公園事業と市長の街づくりの方針との整合性 (2) なぜウォーターライダーが消えたか (3) 滑り台等の増設への見解 第2 児童相談所との連携と役割について (1) 県児童相談所等との協議内容及び問題点 (2) 県児童相談所等との協議結果 (3) 県児童相談所等との協力体制及び相談対応件数の低さ 第3 市議会議員の不当要求等疑義について (1) 香秘書第95号の質問内容等 (2) 香秘書第96号の質問内容等 (3) その他不当要求疑義等	市長 副市長 担当職員

(要 旨) ※ できるだけ具体的に記入願います。

第1 スポーツ公園事業について

香芝市スポーツ公園事業は、平野及び今泉地区において約21.9ヘクタールの面積を用いて、市民の運動の機会の増及び健康増進等を目的に推進される事業である。新市民プールはその事業の一部であり、令和5年度に設計が行われ、令和6年度から着工され、令和7年12月に完成される予定である。

香芝市民からは、香芝市内において住民が憩いをもって楽しめる施設等が少なく、これらは住民の住みやすさの評価にも影響を与える。また本年6月に新市長として就任された三橋市長は、香芝市の将来において人口増加を目指す街づくりを所信表明されている。国民が新しい住居地としてその候補を選択する場合、香芝市が施工する施設等の内容は、市町村への転入を検討する者に対しては大きな選択材料となるものであり、その寄与度は少ないとは言えない。これらは一部の検討事項であるが、三橋市長の新しい街づくりの方針と、施設の内容等は重要な関連があるものと示唆でき、慎重に検討を有する事項と思慮する。

そこで、第1点目としてスポーツ公園事業と市長の街づくりの方針との関連性の寄与度は、どの程度の計算がされているのか、また街づくりの方針との整合性についてお聞きする。

第2点目として、新市民プールの着工は大幅に遅延し、当初予定されていた令和2年の供用の方針は達成されなかった。ようやく本年度から着工に至ったが、その内容の変更等において一部疑問がある。それは、当初に香芝市から発出されていた鳥観図では、ウォータースライダーが掲載されていた。しかし現在では消え去っていることに気付くのである。香芝市近隣の市町を観察した場合、ウォータースライダーが設置されたプールは存在せず、当初の新市民プールの設置に関する検討段階においては、来場者の推測等からも、その要素は重要事項として方針とされていた記憶がある。そこで疑問となることは、市民プールは設計を経て着工が始まっているが、これらの街づくりに関連する重要事項について、如何なる検討を要して結論に至っているのかに疑義がある。当然に様々な検討をされていると思慮するが、その検討において、市民プールの建設により、その来場者の推測統計、香芝市又はその地域に与える経済効果、ニュータウン等の人口減少見通しなどへの影響など、検討事項の数は少なくないはずである。これらの確認は、今後の香芝市が推進する街づくりへの寄与度も高いと考えられ、議会としての確認は当然に有することである。そこで、検討事項についての統計分析や街づくりへの寄与度など、行われた検討事項の詳細をお聞きする。

第3点目は、第2点目の質問に関連し、検討の不足等が確認された場合は早急な是正を要することも考えられる。香芝市の街づくりとの方針と整合性が取れない場合には、見直しする検討も重要事項となる。スポーツ公園事業は、約21.9ヘクタールの面積が予定されていることから、その敷地内において街づくりに有効となる変更も可能と示唆できる。故に、滑り台等の設置なども含め、香芝市の見解を示されたい。

(1) スポーツ公園事業と市長の街づくりの方針との整合性

スポーツ公園事業が、香芝市の街づくりに寄与するものであると示唆できるが、三橋市長の街づくりの方針との整合性について示されたい。

(2) なぜウォータースライダーが消えたか

新市民プールの建設により、その来場者の推測統計、地域に与える経済効果、ニュータウン等の人口減少見通しなどへの影響などの検討内容の詳細を示されたい。

(3) 滑り台等の増設への見解

香芝市の検討に不足がある場合、更なる検討は重要事項と云える、今後の取組みの見解を示されたい。

第2 児童相談所との連携と役割について

近年においては、全国的に児童虐待の件数が増加するとともに、その児童虐待の疑いがある相談として対応される件数は急増している。全国では、子どもが親などから虐待を受けたとして児童相談所が相談を受けて対応した件数は、令和4年度、21万9000件余りで過去最多となったことが、令和5年9月7日のこども家庭庁のまとめで報道されている。内容別では、「身体的虐待」が5万1679件、育児を放棄する「ネグレクト」が3万5556件、「性的虐待」が2451件とされる。相談の経路では、「警察」が11万2965件、「近隣の知人」が2万4174件、「家族や親せき」が1万8436件とされる。また、こども家庭庁が行った専門家による検証結果では、令和3年度に親などから虐待を受けて死亡に至った子どもは全国で50人（心中除く）と深刻な問題に発展している。

これらの児童虐待等に関する社会的背景から、香芝市と児童相談所が果たすべき役割を鑑み、こども家庭庁から発出される資料や香芝市から資料提供を受けるなどの調査を行っている。

そこで、子ども虐待対応の手引き（令和6年4月改正）から、「市区町村との関係で児童相談所が果たすべき役割」（P16）に市区町村との関係に絞った内容が記載される。主な指摘事項を抜粋すると、（ア）「市区町村から送致や援助の求め、通知を受けた場合は、児童相談所は正面から受けとめ、適切に対応しなければならない。」（ウ）「市区町村からの情報提供への対応：市区町村として対応や判断に迷うことがあるなどの理由から児童相談所に連絡してきたり、一時保護等が必要とまでは考えていないが、今後の連携を目的として、市区町村が事例の概要を連絡してくることがある。このような場合、児童相談所の一部には、多忙その他の理由で十分な検討を行わないまま市区町村の判断を鵜呑みにしたり、市区町村が対応するのであるから任せればよいとしたため、結果として重大な問題が見過ごされるような事例もあった。児童相談所は、市区町村からの連絡内容を十分吟味し、常に主体的に判断するよう心がける必要がある。」と記される。

これらの指摘は奈良県にも当てはまる。県では昨年に橿原市において、女兒が虐待により死亡するという事件もあり、児童相談所と市町村の役割及び連携は重要な課題とされ、橿原市や県高田こども家庭相談センター（児童相談所）は対応について問題点の検証も行われている。その「令和5年6月児童死亡事例検証報告書」（令和6年3月28日奈良県・橿原市共同設置検証チーム）（以下「検証報告書」という。）には、詳細に様々な角度から検証されているが、特に市町村との関係の構築やデータによる情報の共有の徹底・システム化などが提言される。

然しながら、厚生労働省では要保護児童等に関する情報共有システム（以下「情報共有システム」という。）が令和2年度にシステム構築のため改修の予算は計上され既に運用されている。開発の理由は、近年に発生した児童虐待の事案では、転居した際の自治体間の引き継ぎや、児童相談所と市町村の情報共有が不十分であったことが課題とされ、児童相談所と市町村において夜間・休日も含め、日常的に迅速な情報共有を行うことができる仕組みが必要となるため、情報システムの構築を進めるとされていた。

当然に奈良県や概ねの市町村では情報共有システムは既に導入されており、システム構築後は運用の時間経過が多くないことから様々な課題は在るとしても、データ共有とデジタル化等は進めなければならない。しかし、香芝市と県児童相談所との交渉記録（開示行政文書）を確認したところ、情報共有システムに香芝市が入力すると、県は「全件共有している。」と思われては困る又は確認する時間が難しいと回答している。また、情報共有システムへの入力後に、児童相談所に書面で通知することで、児童相談所や全国と情報共有を行う香芝市の方針と伝えたと、児童相談所は、通知をもって共有していると捉えられてしまうと、情報を読み込み把握する必要があることとなるので、通知を受け取ることは難しいと回答する。更に、児童相談所は、通知を受け取ることの法的根拠を含めて上司と協議すると回答している。これ等の交渉記録から分かることは、児童相談所が情報共有システムの利用を拒んでいるようにも受け取れる。

尚また、関西地域の府県を調べると、以下の「表1」にまとめた数値では、奈良県は他府県に比べて、児童相談所における児童虐待相談対応件数（児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数）が著しく低いことが分かる。これ等は、検証報告書の「奈良県高田こども家庭センターの問題点」（P22）にも指摘されるが、児童相談所の主体性の問題や組織体制など多くの指摘が原因とも示唆できる。

全国的にも児童虐待相談対応件数が増えることから、重要事項として捉えるべきである。

(表1) 関西圏における児童相談所における児童虐待相談対応件数

関西府県	R3年度	R4年度	前年度比	人口	人口比率
滋賀県	2,264	2,187	▲ 77	1,409	0.155%
京都府	4,675	5,122	447	2,550	0.201%
大阪府	22,557	24,750	2,193	8,782	0.282%
兵庫県	8,501	8,369	▲ 132	5,402	0.155%
奈良県	1,837	1,639	▲ 198	1,306	0.125%
和歌山県	1,792	2,066	274	903	0.229%

※府県の人口は令和4年10月1日現在（総務省統計局）

※人口比率は、令和4年度相談件数／人口（単位：千人）

※京都府、大阪府、兵庫県、奈良県は政令指定都市又は中核市含む

※出典：子ども家庭庁の相談件数から作成

そこで、三橋市長は所信表明にて児童虐待について、香芝市の体制を整備していくとされていた。まだ所信表明から2か月余りの時間しか経過していないが、現状の取組みとその内容について、以下の質問に回答されたい。

(1) 県児童相談所等との協議内容及び問題点

香芝市福祉部と奈良県児童相談所及び奈良県高田こども家庭相談センターとの協議において、情報共有システムへの入力について協議した内容及び問題点について回答されたい。

(2) 県児童相談所等との協議結果

児童虐待が増加する中、全国的な事例から児童相談所と市町村との情報の更なる共有化は必要であり、一時保護権限などの事務帰属の関係もあり、児童相談所の役割は重要である。三橋市長は早急に児童相談所との協議を始めていることは高く評価ができるものであるが、その結果において即時に共有を求めることについて、結論は導けたか回答されたい。

(3) 県児童相談所等との協力体制及び相談対応件数の低さ

県の児童相談所の情報共有システムへの取組みが、著しく低いことが交渉記録等で確認できたが、これらの実態に対し、香芝市は如何に考え、如何なる対応をされるつもりか示されたい。また、奈良県の相談対応件数の少なさにも見解を示されたい。

第3 市議会議員の不当要求等疑義について

令和6年7月から8月にかけて、香芝市に対して香芝市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、香芝市議会議員のパワハラ、違法不当及び不当要求（以下、「パワハラ行為等」という。）に関する疑義について質問を行っていた。特に香秘書第95号（香芝市議会議員のパワハラ行為等（1））及び香秘書第96号（香芝市議会議員のパワハラ行為等（2））については、開示した行政文書の内容から作成した質問である。市議会議員のパワハラ行為等が疑われる記録された文書からは、自己の地位による影響力を不正に行使して自己又は一部の者の利益を図ることや、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動など、職務に関し不正の疑惑をもたれる虞のある行為等が伺われる。

近年では、地方公共団体の特別職などのパワハラ行為等による話題も多いが、それは選挙で選ばれる公職者は、市民の信頼に値する倫理性が求められるのであり、市民は公職者の資質を知る権利を有すると思慮する。

上記した趣旨から、行政文書及び文書質問等で確認した内容から、疑義の部分について質すものである。

(1) 香秘書第95号の質問内容等

文書質問及び行政文書から疑義の点を確認する。

(2) 香秘書第96号の質問内容等

文書質問及び行政文書から疑義の点を確認する。

(3) その他不当要求疑義等

その他、市議会議員の不当要求等の疑義について確認する。

一 般 質 問 通 告 書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和6年8月30日

質 問 者

議 員 木 下 充 啓

香芝市議会議長

川 田 裕 様

項 目	件 名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入 ください。	1. 令和6年全国学力・学習状況調査（以下「全国学力 テスト」）の結果と課題、今後の取り組みについて (1) 全国学力テストとはどのような調査なのか (2) 奈良県の状況と課題は何か (3) 本市の状況と課題は何か (4) 今後の取り組み 2. 小学校の英語教育の現状と課題、今後の取り組みに ついて (1) 英語教育の現状の取り組み (2) 英語教育の課題 (3) 英語教育における ICT の活用 3. 通学路の安全確保について (1) 桜並木等の老木化の課題 (2) 老木化や害虫被害を受けた樹木の処置	市長 副市長 教育長 教育部 都市創造部 その他関係 部局

（要 旨）※できるだけ具体的に記入願います。

- 令和6年全国学力・学習状況調査（以下「全国学力テスト」）の結果と課題、今後の
取り組みについて
(1) 全国学力テストとはどのような調査なのか
6月29日に文部科学省が令和6年度の全国学力テストの結果を公表した。全
国学力テストとは、どのような学習能力を問うテストでどのように活用されて
いるのか確認する。
① 全国学力テストの目的
② 全国学力テストの活用方法

(2) 奈良県の状況と課題は何か

奈良県全体の学力水準は、平均正答率の比較で令和4年度、令和5年度とも平均を大きく下回る水準であった。令和6年度実施の全国学力テストにおいて奈良県の水準はどうであったのか。また、課題や今後どのような取り組みを考えているのか確認する。

- ① 奈良県は他の都道府県と比べどのような水準にあるのか
- ② 奈良県の課題は何か
- ③ 今後の取り組み

(3) 本市の状況と課題は何か

令和6年度の全国学力テストにおいて本市の小学校、中学校の水準は全国レベルで見てどのような水準であったのか。また、これまでのどのような取り組みを行ってきたのか、その成果をどう評価しているのか確認する。

- ① 本市の小学校、中学校の水準はどうか
- ② 今まで学力向上のためにどのような取り組みを行ってきたのか
- ③ 本市の課題は何か

(4) 今後の取り組み

令和6年度の全国学力テストの結果を踏まえ、今後より本市の学力水準を引き上げるためにどのような取り組みを行っていくのか確認する。

- ① 現在の状況を踏まえ、今後どのような取り組みを行っていくのか
- ② 6月議会では本市の目標として偏差値52と答弁いただいたが、新たな目標を設定するのか

2. 小学校の英語教育の現状と課題、今後の取り組みについて

(1) 英語教育の現状の取り組み

令和2年度から小学校3年生からの英語教育が義務化され4年が経過した。小学校の各学年ではどのような英語教育が行われているのか。学習目標や授業の内容など小学校の英語教育の状況はどうか確認する。

- ① 現在の本市の小学校英語教育の現状はどうか
- ② 学年ごとにどのような能力・知識の習得が求められているのか

(2) 英語教育の課題

本市の小学校の英語教育における課題と英語習得のための効果的な取り組みについて確認する。

- ① 英語教育の課題は何か
- ② 英語の能力を向上させる取り組みは何か
- ③ ALT（外国語指導助手）の活用

(3) 英語教育における ICT の活用

小学校においても一人 1 台のタブレットが支給されている。実際にどのように活用されているのか、また、タブレットのような IT 機器を英語教育に活用する方策について確認する。

- ① 小学校では ICT をどのように活用しているのか
- ② ICT をより効果的に活用するための方策は何か

3. 通学路の安全確保について

(1) 桜並木等の老木化の課題

桜並木は日本の風情を感じられる素晴らしい環境であるが、老木となり枯れ枝の落下や倒木により通学路に危険を及ぼす可能性がある。老木等が危険な通学路の状況と市としてどのような対応ができるのか確認する。

- ① 老木などが通学路に危険を及ぼしそうな場所は市内にどれくらいあるのか
- ② 市としての現状の対応はどのようなになっているのか

(2) 老木化や害虫被害を受けた樹木の処置

現在は、老木が危険な場合は地元自治会等が枯れ枝の剪定などを行っているが、枯れた樹木を伐採するとなると対応ができず、業者に依頼すれば多額の費用が発生する。市として支援することができないのか確認する。

- ① 責任の所在
- ② 危険を及ぼしそうな老木や被害を受けた樹木の処置の方法

一 般 質 問 通 告 書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和6年8月30日

質 問 者

議 員 中 山 武 彦

香芝市議会議員

川 田 裕 様

項 目	件 名	答弁者 (部局名)
大項目	1 心身の健康を守る職場づくり、まちづくりについて (1) 働き方改革について (2) 熱中症対策について	市長 副市長 教育長
中項目	2 コロナ禍と学校生活について (1) 校外学習、体験学習について (2) コロナ禍がもたらした影響について	企画部 市民環境部 福祉部
※箇条書で記入 ください。	3 障がい児（者）の支援について 知的障害、発達障害等の支援について	健康部 都市創造部 教育部

(要 旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

1 (1) 昨年まで続いていた新型コロナウイルス感染症の感染拡大期では、対応に追われた医療や介護従事者、保健衛生分野、生活相談等の行政関係者をはじめ、多くの職場で過酷な状態が続いた。また、人とのつながりが薄くなり、緊張が続く生活を余儀なくされて、子どもや大人の間にも心身の健康を損なう「コロナうつ」になる事例が生じたことは記憶に新しい。一方、コロナ禍以前から続く社会問題に、過重な労働による心身の不調、過労死の問題があり、長時間労働の解消やストレスを緩和する働き方改革が進められており、政府は今年8月2日の閣議で、過労死を防ぐための対策を定めた「過労死等防止対策大綱」を改定し、仕事のストレス、過重な労働状況の改善を図る取組みを推進しているところである。

昨今の働き方改革の動きとして、運搬配送業界の勤務時間制限をはじめ、学校での教科担任制の拡大、定数増、処遇改善の動きなどを聞いており、長時間労働の是正はされつつある。また、カスハラ報道などなされる中、ハラスメントによる精神障害の労災認定が急増していると聞いている。香芝市においても、行政サービスの質の向上につながることをとして、職員、教員の長時間労働の解消、メンタルヘルス対策などの働き方改革に一層取り組む必要があると考えるが、市の取組みを伺う。

(2) 今年の夏の暑さが例年よりかなり厳しい状況となっている。もはや最高気温35度以上という猛暑は日常的に当たり前のこととなりつつあり、命の危険につながるため、仕事をする上で、また、ご家庭での過ごし方についても、その対策が必要と考える。屋外で業務をされている職員について、熱中症対策は十分取られているか。取組みを伺う。また、市民の日常生活において、暑さ対策のための「暑熱順化」など、予防策の研究、

周知を市として具体的に行う必要があると考える。市の取組みを伺う。

2 (1) コロナ禍は、昨年 5 月までの 3 年あまりに及び、学校現場では混乱があったと思うが、それ以降、一応平常時に戻った感がある。特にコロナ禍では、小中学校の修学旅行や校外学習、体験学習の内容が大幅に変更され、児童生徒が友達との交流が少なくなったり、学校外で体験的に学習する機会が極端に少なくなったりして、子どもの学校生活に大きな影響を及ぼす事態となっていた。

昨年以降は、感染症の拡大を注視しつつも、体験学習などは、従来のように、その目的に沿った形で、効果を高めるような内容、行き先が検討され実施されていると聞いている。香芝市の史跡や二上山博物館などの文化施設、水道事業、焼却場などの行政関係の事業所見学をはじめ、市内事業者さんでの職場体験などは社会を学ぶ上で大変有益であると思われるが、香芝市では現在どのように取り組んでいるのか伺う。

(2) 学校生活は、従来の学習状況に戻りつつあると思うが、コロナ禍で失われたことの影響はでているのか。コロナ禍前とコロナ禍の間、そして現在の状況において、児童生徒の学びや生活面の様子について、どのような変化が見られたのか。現状において、取り組むべき課題と対応について伺う。

3 文部科学省は、令和 4 年度の「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態調査」の結果を公表しているが、その中で、「通常の学級に在籍する児童生徒の 8.8%に発達障害の可能性がある」とし、増加傾向にあることが示されている。

知的障害や発達障害、また、知的発達の遅れはないものの学習面又は行動面で困難を抱えている児童生徒が、将来にわたって安心して生活できるように、乳幼児期における早期発見、早期支援が重要と考える。香芝市の子どもの現状と支援の状況について伺う。また、奈良県は、発達障害児童生徒の支援について、専門的な支援を進めており、市町村との連携をはかっていると聞いている。香芝市としても、県等と連携して今後とも積極的な推進をお願いしたい。

一 般 質 問 通 告 書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和 6 年 8 月 30 日

質 問 者

議 員 中 井 政 友

香芝市議会議長

川 田 裕 様

項 目	件 名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入 ください。	1, 香芝市公共施設管理計画について 2, 国民健康保険について 3, 自衛隊への名簿提供について 4, 地域防災計画について	市長 副市長 教育長 企画部 総務部 教育部 危機管理監 健康部 その他関係 部局
(要 旨) ※できるだけ具体的に記入願います。 1, 公共施設管理計画について ① 検討機関について ② 管理計画の検証について ③ これまでの進捗について ④ 人口減少の評価について ⑤ 子どもの人口予測について ⑥ 人口ビジョンの位置づけ ⑦ 更新費用の負担見込みについて ⑧ 床面積の削減計画について 2, 国民健康保険について ① 現在の国保加入者の状態、世帯数等について ② 現在のマイナ保険証について ③ 健康保険証がなくなる12月2日以後について ④ 資格確認書の交付対象者の想定について ⑤ R6年現在、国保統一後の保険料率、減免の決定権限について ⑥ 被保険者の状態について ⑦ 県国保会計の黒字や基金について ⑧ 市国保会計の黒字や基金について ⑨ 負担軽減の権限について		

- ⑩ 子育て支援としての均等割免除の拡大について
- ⑪ 国保法 44 条と 77 条の活用について
- ⑫ 市の国保財政調整基金の活用について

3, 自衛隊への名簿提供について

- ① 実態の確認について
- ② 自衛官と自衛隊員の違い 97 条の規定について
- ③ 提出名簿への除外申請の状況について
- ④ 名簿提供に当たる市の管理責任について
- ⑤ 憲法 13 条や個人情報保護法との関係について

4, 実効性ある地域防災計画について

- ① 地域防災計画について
- ② 備蓄について
- ③ 指定避難所について
- ④ 学校体育館の空調設備計画について
- ⑤ トイレトレーラー等について

一 般 質 問 通 告 書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和 6年 8月30日

質 問 者

議 員 中 村 良 路

香芝市議会議長

川 田 裕 様

項 目	件 名	答弁者 (部局名)
大項目	I、市史編纂について	市長
中項目	①編纂委員会の設置や構成について	副市長
	②予算や進捗について	都市創造部
	③今後のスケジュールと完成予定年月について	教育部
※箇条書で記入 下さい。	II、国道165号香芝柏原改良工事について	危機管理監
	①現在の事業状況について	
	②埋蔵文化財発掘調査の状況について	
	③早期完成に向けた方策について	
	III、気象庁発表の南海トラフ巨大地震臨時情報による 市民への対応について	
	①市民に対する注意喚起について	
	②誰もが分かりやすい啓発について	

(要 旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

I―①編纂委員会の設置や構成について

- 1、「香芝市史編さん委員会」は設置されたのか
- 2、「香芝市史編さん委員会」の構成は何人か
- 3、有識者を含めどの様な方が選ばれたのか

―②予算や進捗について

- 1、予算はどれくらい試算されているのか
- 2、条例が施行されてからの進捗状況について
- 3、これまでどれくらいの頻度で会議をされたのか
- 4、委員会の会議の主な内容について

―③今後のスケジュールと完成予定年月について

- 1、今後のスケジュールについて
- 2、目途としては何年ぐらいを目指しているのか
- 3、今後、進捗の報告については公にお知らせをするのか

II―①現在の事業状況について

前回、令和4年6月議会の答弁では用地買収については88%ぐらい出来たという事ですが、現在の状況と事業の進捗率と用地買収について

―②埋蔵文化財発掘調査の状況について

- ・調査されたのは県がされたのか、若しくは市が県から受託して行われたのか
- ・国道 165 号線の発掘調査をされるとなった場合、現在、狐井稻荷古墳と土山古墳の発掘調査をされていますが文化財課の人員についてはどうでしょうか。
- ・国道 165 号線の発掘調査で様々な遺物が出土された場合、現地説明会や報告、遺物の公開はされるのか

―③早期完成に向けた方策について

市長所信表明で「香芝市と大阪府柏原市を結ぶ国道 1 6 5 号の安全対策や拡幅による車線の増設などの交通渋滞の解消策が早期に実施されるよう、国や奈良県との協議を力強く進め、本市としてもできる限りのことを実施してまいります」との表明があったが、市長就任以降どのような取り組みを行ったのか。

Ⅲ、気象庁発表の南海トラフ巨大地震臨時情報による本市の対応について

①市民に対する注意喚起について

香芝市では、今回の「南海トラフ地震臨時情報」の発表に伴って、市民に対する注意喚起などは、どのように対応されたのですか。

②誰もが分かりやすい啓発について

例えば、市役所庁舎に緊急事態の注意喚起をする垂れ幕や看板などの設置や自治会の協力を得て各公民館で注意看板を設置する、更には、注意喚起する宣伝カーを市内に巡回するなどいう事は出来ないのか

一 般 質 問 通 告 書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和 6 年 8 月 29 日

質 問 者

議 員 野口 昌史

香芝市議会議長

川 田 裕 様

項 目	件 名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入 ください。	1, 香芝市における地域公共交通について ① 地域公共交通のクロスセクター効果について ② これまでの市の取り組みについて ③ 本市の地域公共交通の今後の展開について ④ 自動運転の国の方針に関して ⑤ ②に関して条件次第で実現可能な事例について ⑥ 地域住民との協働による交通サービスについて ⑦ 利用者増のアイデアについて ⑧ これまでのアイデア・提案に対しての対応について ⑨ 利用者のニーズの調査について	市長 副市長 生活安全部 その他 関連部局

(要 旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

- ① 地域公共交通は単なる移動手段の提供に留まらず、地域の環境保全、経済活性化、健康・福祉の向上など、多岐にわたる分野においても重要な役割を果たしています。このような「クロスセクター効果」に注目し、また同じような概念として **Smart Mobility for Well-being**（単に効率的な移動手段を提供するだけでなく、住民の生活の質や全体的な幸福感を向上させることを目指した交通システムで、健康、福祉、社会的つながり、環境の持続可能性など、さまざまな要素を包括的に捉え、住民の「ウェルビーイング」を中心に据えたモビリティの提供を目指す）に注目し、地域公共交通が他の政策領域とどのように連携し、相互に利益をもたらしているのかを検証していきたいと、まずこれについて市の見解を伺う。
- ② これまで市の方でも、地域公共交通に関連する研究や推進のための取り組みをしてこられたと思いますが、具体的にどのような取り組みをされてきたのかを伺う。
- ③ 持続可能な地域公共交通の展開には、新たな技術の導入はもはや欠かせないと考えますが、市長は、本市の地域公共交通の今後の展開を具体的にどのようにお考えか、手法や財政的視点などについて伺う。

- ④ 自動運転に関して、国の掲げる、各都道府県で1ヶ所以上の計画・運行をめざす方針は、まさに国の前向きな姿勢を表すものであり、これは香芝市の魅力を相当に高める効果もあると思うが、奈良県で一番に名乗りを上げる意気込みなどについて市長に伺う。
- ⑤ ②に関連し、本市の既存の交通手段であるコミュニティバス、デマンドタクシーに加えて、検討段階でそれを補完するためのより良い新技術や他の交通手段がありながら、例えば本市において未だそのためインフラが未整備のため採用できない、或いはこれさえクリア出来れば採用出来るなどの事例がもしあれば教えて頂きたい。
- ⑥ 狭隘地域において、地域住民が主体となって交通手段を改善する取り組みが、全国のような自治体で実施されています。例えば、奈良県王寺町では、地域住民と自治会が連携して、電動カートを活用した移動サービスを提供しており、住民のニーズに即した交通手段を実現しています。香芝市においても、特に交通が不便な地域においてはその地域の住民と協働し、新しい交通サービスを構築することが有効ではないかと考えるが、それに関して市の見解を伺う。
- ⑦ 次に、持続可能な地域公共交通の展開に欠かせないもう一つの大きなテーマ、利用者を増やす取り組みについて、現在、各停留所に行き先を分かりやすく表示したりして利用増を図ろうと模索されており、また先日の協議会を傍聴していましたら、こどもの乗車利用料をタダにしたらいいいでは、とか市内のイベントに合わせて臨時便を増発し、広報することで利用者の増加も見込めるのでは、というアイデアも出ていました。そこでこのような利用者増のアイデアについて、市長はどのようにお考えか伺う。
- ⑧ これまで協議会の方で上がってきたアイデアや具体的な提案について、部局では、どのように取り扱われ、検討・検証されるのか、また具体的に施策に反映されているものがあるのかを伺う。
- ⑨ 利用者を増やすためには利便性を高めることが重要であるが、そのためにも利用者の意見（ニーズ）を聞くことも大切だと考える。そのために市は利用者に対して例えばアンケートを取るなどのことを行ってきたのか？もし行っているのなら、そこから利用者の意見は反映されているのか？（利用者の利用目的調査等はなされているのか？）伺う。